

かすかべ 農委だより

令和7年8月発行
第41号

編集・発行
春日部市農業委員会

〒344-8577
春日部市中央七丁目2番地1
TEL.048-736-1001
FAX.048-737-3683

おもな内容

- 農業経営及び農地利用に関する調査の協力を!!
- 利用状況調査を行います
- 盛土規制法の規制開始について
- 農地利用最適化推進委員の紹介
- 地域計画について



農業経営及び農地利用に 関する調査のご協力を!!

春日部市農業委員会では、市内の農地を所有する方を対象に、毎年8月1日現在の農業経営の状況、所有地及び借地における農地の利用状況等を把握するため「農業経営及び農地利用状況に関する調査」を実施しています。

この調査により、農地台帳を整備し、農地法の許可や各種証明書の交付等を行います。ただし漏れや誤りがある場合には、許可や証明書の交付に時間がかかることがあります。

また、農地に関する今後の意向に基づき、「貸し手」「借り手」のマッチングを行い、農地利用の推進等に活用します。

調査書をお送りしますので、変更箇所を訂正・修正の上、変更の有無にかかわらず、同封の返信用封筒にてご返送をお願いします。

盛土規制法の 規制開始について

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称・盛土規制法）が令和5年5月に施行され、埼玉県では令和7年7月1日に県内全域（政令指定都市・中核市を除く）を規制区域に指定し、規制が開始されました。

盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となり、申請等には手数料も必要になります。規制開始日以降に市内で盛土等が行われた土地では、規制開始前の盛土等を含めて土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できるとされています。

なお、無許可で盛土等を行った場合や必要な届出をしなかった場合などは罰則の対象になります。（最大で拘禁刑3年以下・罰金1千万円以下、法人に対しては最大3億円以下）※詳細については、埼玉県のHPをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/kouhukin/kouhukin.html>



地域計画について

本市では、農業振興地域内の農用地区域を9つのエリアに分けて、地域の農業・農地について、地域の皆さんや、関係機関（埼玉県、農業委員会、JA、土地改良区など）と一体となつて話し合った結果、「地域計画」を令和7年3月に策定しました。

今後は、地域計画に基づき、地域農業の課題解決に向けて取り組んでいきます。

また、地域計画の見直しなど、地域での「話し合いの場」を年一回以上開催いたします。

今後も、地域の皆さんのご協力をお願いします。

○地域計画とは

概ね10年後を見据え、農業経営者や農地所有者、地域の皆さんの話し合いにより策定された地域における将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

※エリア毎の地域計画については、市HPをご覧ください。

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/nogyo/9004.html>



野焼きについて

農家が行う稲わらの焼却や、田畑のあぜ道、用水路などの刈り取った雑草を焼却するなど、農業を営むためやむを得ず行う焼却は、特例として法律で認められています。

しかし、農業上であっても焼却が認められないものもあります。

・廃ビニールや廃プラスチックなどの焼却
・大量の煤煙や悪臭が発生し、周囲に影響を与える焼却

野焼きを行う場合は、天候、風向きなど周辺に配慮して行いましょう。



利用状況調査を行います

農業委員会では、農地法に基づき農業委員及び農地利用最適化推進委員が市内の農地の利用状況調査を行います。

調査は、毎年10月から11月にかけて実施します。

調査にあたり、農地に立ち入る場合もありますので、ご協力をお願いします。

調査の結果、遊休農地（耕作されておらず雑草などが繁茂している農地）と判定された所有者の方に「利用意向調査」を実施することがありますので、回答をお願いします。



農地の適正な管理を お願いします

農地について権利を有する者は、「農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と農地法に規定されています。

遊休農地に雑草等が生い茂ると病害虫の発生など、周辺農地や住宅への迷惑となるばかりでなく、廃棄物が不法投棄されるなど生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

農地を一度遊休化させると、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な労力、時間と資金が必要となります。

農地の所有者等は、農作物を栽培することにも草刈りなど一年を通して農地の適正管理をお願いします。

農地を相続したときは、 届出をしましょう

相続等により農地の権利を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です（農地法第3条の3）。権利が確定（相続登記等）した時点で、権利を取得した方が届出書を提出してください。

農地利用最適化 推進委員の紹介

第1地区（春日部、豊春、武里地区）で役員となっていた「農地利用最適化推進委員」を委嘱しました。

農地利用最適化推進委員の主な職務活動は、担当する区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を行います。



中村 勝利 氏

（春日部、豊春、武里地区）

経営と暮らしに役立つ
情報をお届けします

農家のための情報誌

全国農業新聞

- ◆発行日／週一回（毎週金曜日）
- ◆発行元／全国農業会議所
- ◆購読料／月700円（送料、税込）
- 申込み／農業委員会事務局まで
☎048-736-1111

農作業時の熱中症に

注意しましょう

農作業中の熱中症により、毎年、多くの死亡事故が発生しています。こまめな水分と塩分の補給や休息を、周囲の方が協力して声かけを行うなど、安心・安全な農作業を心がけましょう。

◆夏の農作業で心がけること

- ① 日中の気温の高い時間帯を外して作業しましょう
- ② 作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩を取りましょう
- ③ 帽子や吸汗速乾素材の衣服など、熱中症予防グッズを活用しましょう
- ④ 単独作業を避けましょう
- ⑤ 高温多湿の環境を避けましょう



1 田（水稲）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借
春日部地域	8,000 円	16,400 円	4,100 円	205	17
庄和地域	7,500 円	30,000 円	3,000 円	831	121
市域全域	7,600 円	—	—	1036	138

2 畑（普通畑）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借
春日部地域	11,700 円	18,300 円	10,000 円	13	11
庄和地域	6,800 円	16,400 円	4,100 円	27	121
市域全域	8,300 円	—	—	40	132

※ 令和6年1月から12月までに公告された賃借料水準（10アールあたり）

※ 物納の場合は、玄米60キログラム16,400円に換算しています。

※ 使用貸借（賃借料0円）は、集計対象から除いています。

農地の賃借料情報

農地を貸し借りする際の目安となる賃借料について情報提供するものです。この情報は参考であり、賃借料を決める場合は当事者間で十分協議の上、決定してください。

農地の転用には

許可や届出が必要です

農地を農地以外の用途（住宅地・駐車場・資材置場等）に転用する場合には、許可申請又は届出が必要です。

また、農地を耕作しやすい状態にする農地改良も一時転用の手続が必要です。

農地法の許可を受けずに無断で農地を転用し、現状が農地以外になっているても、農地法上は農地となりますので、農地法違反として工事の中止、原状回復命令等の処分や、罰則が課せられる場合があります。

援農チャレンジ（農業ヘルパー） 制度の利用について

援農チャレンジ（農業ヘルパー）は、農業が忙しい時期に、登録ヘルパーへ農作業等の手伝いを頼むことができる制度です。

ヘルパーに登録したい方又は手伝いを希望する方は、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ】

農業振興課

☎ 739-7085



春日部市 市制施行20周年 記念事業

第50回 春日部市農業祭

日時：令和7年11月23日（日）祝午前8時45分～午後3時

※雨天決行

場所：アイル・アリーナ ウイング・ハツ

ト春日部（春日部市総合体育館）

内容：農産物品評会及び展示即売会、農産物・加工品の販売など

農家の皆さんへ…前日の22日に農産物

品評会が開催されます。多くの農産物の出品をお待ちしています。

【お問い合わせ】

農業振興課（春日部市農業団体連合会事務局）

☎739-7085



第40回 春日部市庄和地域産業祭

日時：令和7年11月9日（日）午前9時～午後3時30分

※雨天決行・荒天中止

場所：レジデンシャルパーク SHOWA（庄和総合公園・庄和総合支所）

内容：商工業製品や農産物・加工品の販売など

【お問い合わせ】

庄和商工会（産業祭実行委員会事務局）

☎746-0611

埼玉みずほ農業協同組合（庄和中央支店）

☎746-3611

商工振興課

☎797-8029

農業振興課

☎739-7085



農地の貸し借り

農地の貸し借りには、農地法第3条と農地中間管理事業の二種類の手續があります。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）を介した農地の貸し借りで、期間は10年間の設定となります。

なお、従来の利用権については、3年間の設定期間中は有効となりますが、更新はできません。

現在、利用権を設定されている方は、更新の際、農地法第3条又は農地中間管理事業での手續きとなりますので、ご検討ください。

【お問い合わせ】

農業振興課

☎739-7085



災害や鳥獣害による報告のお願い

台風や豪雨、降雪、降ひょうや鳥獣害などにより農作物や農用施設に被害が生じた場合は、すみやかに農業振興課へ被害状況の報告をお願いします。

◆災害の場合は、

①被害のあったハウスの構造（パイプ、鉄骨等）

②棟数

③施設面積

④被害状況が分かる日付入りの写真

◆鳥獣害の場合は、

①品目

②概ねの被害額の報告をお願いします。

また、被災した施設を修繕・再建した際は、その際の請求書や領収書の保管をお願いします。

報告された情報は、災害復旧や鳥獣害の対策に役立てられますので、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

農業振興課

☎739-7085

イネカメムシ防除について

近年、イネカメムシの大量発生により、不稔による収量減少や斑点米による品質低下などの被害が発生しています。

イネカメムシの被害を防ぐためには、広域的な薬剤散布による防除が効果的です。

◆増やさないために

・除草管理

畦畔や農道などの雑草地に生息するので、繁茂しないよう除草を行うことが有効です。

また、出穂期前後の畦畔の除草はイネカメムシの水田への侵入を助長するので、避けましょう。

・適期防除

①出穂期～穂揃期

②出穂期の8～14日後の2回、

薬剤散布を行うことが有効です。

・秋耕運

二番穂などをエサにして越冬するので、稲刈り後の早めの耕運が有効です。

【お問い合わせ】

農業振興課

☎ 739-17085



農業年金者

国民年金

【問い合わせ】

<https://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索



独立行政法人 農業者年金基金

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金（基礎年金）に上乗せした公的年金です。

農業に従事されている方は、次の「三つの要件」を満たせば誰でも加入できます。

①国民年金の第1号被保険者（ただし、保険料納付免除者でないこと。）

②年間六十日以上農業に従事する者

③二十歳以上六十歳未満の方

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額四〇〇円）への加入も必要となります。

田畑の耕作ができなくなったら？

公的な機関だから安心です。

まとまりのある形で

農地中間管理機構 (埼玉県農林公社)

- 貸し付けるまでの間は、農地を適正に管理します。
 - 必要に応じ、簡易な条件整理も行います。
- ※借り入れる農地には一定の要件があります。
詳しくは機構のHPをご覧ください。

出し手

貸付

- ・規模縮小
- ・経営転換
- ・農地相続

転貸

受け手

- ・規模拡大
- ・新規参入

農地中間管理事業のしくみ

お問い合わせ先

埼玉県農地中間管理機構
(公益社団法人埼玉県農林公社)

〒361-0013 行田市大字真名板1975番1
☎ 048-558-3555 FAX 048-558-3558
E-mail nouchi@sainourin.or.jp

埼玉県農林公社

検索

編集・発行

春日部市農業委員会

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地 1

☎ 048-736-1111 内線 7695

編集委員

伊藤 弘子／市川 大倫／川鍋 浩之
飯島 優子／山崎 勇喜／岡本 勉
水口 健二／森本 恒平／萩原 勝

編集後記

昨年に引き続き今年も、猛暑やカメムシの大量発生が心配される中、米価の高騰など農業をめぐる情勢は大きく変化しています。

このような中、農業委員会では、農業が持続的に発展できるよう、みなさまのお役に立つ情報を発信してまいります。

今後とも農業委員会の活動にご理解ご協力をお願いします。